

平成27年度 教育委員会 第5回定例会 議案

1 日 時 平成27年6月3日(水) 午前9時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第6号議案 静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する

規則の一部を改正する規則

… 1

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第6号議案

静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

平成27年6月3日提出

静岡県教育委員会教育長

＜第6号議案 概要＞

静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

懲戒免職処分を受けた場合等の退職手当の支給制限処分について、懲戒免職処分の審議と一体のものとして教育委員会の会議で審議することができるよう所要の改正を行う。

2 改正の内容

第4条第1項に規定する教育長に専決させる事項について、静岡県職員の退職手当に関する条例第12条に規定する懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限に関するものを除く改正を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。

静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月 日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成26年静岡県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (教育長の専決) 第4条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事項を教育長に専決させるものとする。 (1)・(2) (略) (3) 第2条第1項第11号に掲げる事務に関すること。 | (教育長の専決) 第4条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事項を教育長に専決させるものとする。 (1)・(2) (略) (3) 第2条第1項第11号に掲げる事務に関すること（静岡県職員の退職手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第2号）第12条に規定する懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限に関するものを除く。）。 |
| 2 (略) | 2 (略) |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第5回定例会 報告事項

| 番号 | 項 目 | Page |
|----|-------------------------|------|
| 1 | 第1回しずおか型コミュニティ・スクール推進会議 | 1 |
| 2 | 平成26年度体罰に係る実態把握の結果について | 2 |
| 3 | <非>平成27年6月県議会定例会への報告事項 | 非 |

(件名) 第 1 回しずおか型コミュニティ・スクール推進会議

(義務教育課)

1 事業の目的

昨年度実施した「地域とともにある学校づくり」検討委員会での協議及び提言をもとに、コミュニティ・スクールを導入している地域や導入を目指す地域を対象として組織や運営体制づくりを支援するため、「しずおか型コミュニティ・スクール推進事業」に取り組む。その事業の核として、静岡県の実情に応じた「地域とともにある学校づくり」を実現するため、有識者、県内コミュニティ・スクール推進地域（磐田市、御前崎市、富士市）の代表による、しずおか型コミュニティ・スクール推進会議を開催する。

2 日時

平成 27 年 5 月 25 日（月）午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで

3 参加者

- ・会長 静岡大学教授 山崎保寿
- ・副会長 常葉大学講師 仲田康一
- ・静岡県PTA連絡協議会 会長 川崎秀和
- ・富士宮市立貴船小学校 学校支援地域本部コーディネーター 佐藤くみ子
- ・コミュニティ・スクール推進地域の教育委員会担当者（磐田市・御前崎市・富士市）

4 内容

- (1) 概要説明（設置要綱、国の動向、県の事業）
- (2) 協議
 - ・コミュニティ・スクールの取組の具体的状況
 - ・しずおか型コミュニティ・スクールの在り方とその推進について

5 主な意見

- (1) 事務局の説明を受けて
 - ・既存の学校評議員制度との住み分けや発展的な仕組みづくりが必要である。
 - ・学校支援地域本部では、10 年の取組で成果が出ている。この CS についても国や県の支援を 10 年ぐらいのスパンで継続してほしい。
- (2) 各委員から
 - ・コミュニティ・スクールの言葉が先行すると、現場の負担感が増す。
 - ・「しずおか型」として、磐田市の小中一貫教育や御前崎市のシニアスクールとの連携等、進め方のタイプがいろいろある。
 - ・CS ディレクターの役割は大きい。助けてくれる方が学校にいるのは心強い。
 - ・人材（後継者）の育成が、喫緊の課題である。

(3) その他

ア 会長より 議論のまとめとして CS の様々な形について

- ・教員との連携を強める（多忙化解消）
- ・ボランティアの拡充（学校の負担軽減）
- ・シニアスクールとの連携（御前崎市）
- ・小中一貫とそのカリキュラム（磐田市）
- ・市町教委の学校への支援方策を明らかにしていく（ゆるやかに進める）

イ CS の拡大のために、先進地域の取り組みを情報発信していくことが確認された。

6 今後の予定

- (1) 1 年間で、4 回開催する計画で、第 2 回は 7 月上・中旬を予定している。
- (2) 推進会議において、実践校や導入地域の視察を行う予定である。

平成 26 年度 体罰に係る実態把握の結果について

(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

◇ 調査方法 (政令市を除く県内の公立学校を対象)

調査 期間 平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月

対象 児童生徒や保護者へのアンケート等で把握した体罰事案

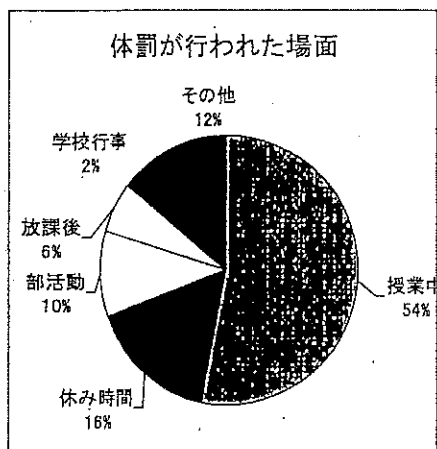
1 調査結果

(1) 校種別の体罰の状況

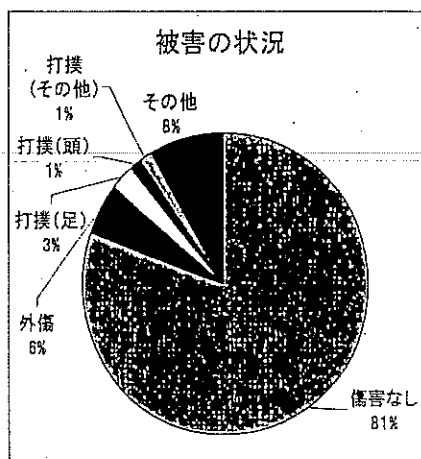
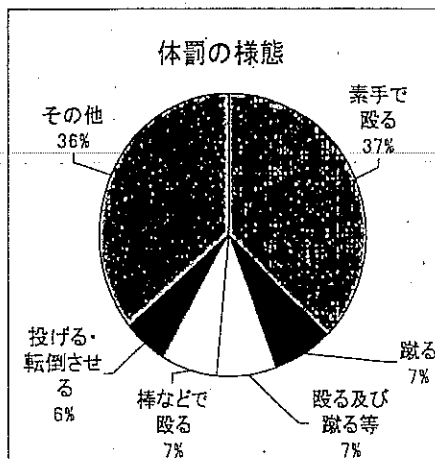
| 区 分 | 発生学校数 | | | 事案件数 | | | 措置対応 | | | | | |
|--------|-------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | | | 懲戒 | | | 訓告等 | | |
| | H24 | H25 | H26 | H24 | H25 | H26 | H24 | H25 | H26 | H24 | H25 | H26 |
| 小学校 | 25 | 24 | 20 | 34 | 31 | 27 | 0 | 1 | 0 | 34 | 30 | 27 |
| 中学校 | 32 | 20 | 9 | 48 | 27 | 11 | 0 | 0 | 0 | 48 | 26 | 11 |
| 高等学校 | 41 | 14 | 9 | 62 | 14 | 10 | 2 | 0 | 0 | 60 | 14 | 10 |
| 特別支援学校 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 |
| 計 | 99 | 58 | 39 | 146 | 72 | 49 | 2 | 1 | 0 | 144 | 70 | 49 |

(2) 体罰の内訳

※()は平成 25 年度



| 体罰が行われた場面 | 小学校 | 中学校 | 高校 | 特別支援学校 |
|-----------|---------|---------|---------|--------|
| 授業中 | 15 (17) | 6 (10) | 4 (5) | 1 (0) |
| 休み時間 | 6 (2) | 1 (6) | 1 (2) | 0 |
| 部活動 | 0 (0) | 2 (6) | 3 (3) | 0 |
| 放課後 | 2 (3) | 0 (1) | 1 (2) | 0 |
| 学校行事 | 1 (1) | 0 (0) | 0 (2) | 0 |
| ホームルーム | 0 (2) | 0 (1) | 0 (0) | 0 |
| その他 | 3 (6) | 2 (3) | 1 (0) | 0 |
| 計 | 27 (31) | 11 (27) | 10 (14) | 1 (0) |



※体罰の様態及び被害の状況は、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校を合わせた件数を基に集計

(3) 考察

- ・教育長や教育委員が学校訪問をし、各校の取組状況や今後の方策等について確認をする等の体罰根絶に向けた活動を継続してきたことにより、全校種の事案件数の合計は、今年度も減少した。この3年間では、146件が49件と1/3にまで減少している。今年度においては、特に中学校の事案件数が、前年度比1/2以下と大幅に減少した。根絶に向けた取組の成果が現れているといえる。
- ・体罰が行われた場面としては、昨年度同様、全校種とも「授業中」での体罰が一番多くなっている。児童生徒が、何度注意しても指導に従わなかったり、授業に集中していなかったりした時に、厳しくしつけようとして体罰にいたるケースが多く見られた。今後、研修会等を通して、具体的な体罰事例を示しながら、どのような指導が児童生徒の学習規律向上に向け効果的かを探る中で、多様な指導技術を身につけていく必要がある。併せて、児童生徒が、授業に主体的に取り組むことができるよう、魅力ある授業づくりに向けて、研修を積み重ねていくことも大切である。
- ・部活動中における体罰については、体育主任や部活動指導者を対象とした研修会や中学校・高等学校体育連盟主催の研修会等で、部活動中の体罰根絶に向けた取組の推進を継続してきたことで、この3年間で、67件から5件へと大幅に減少した。体罰根絶への意識については、かなり改善されてきたと言える。

2 体罰の根絶に向けた取組

(1) 教育委員・教育長等による学校訪問

- ・学校における取組状況や今後の方策等についての確認

(2) 冊子等の配布による情報提供と校内研修の推進

- ・「平成27年度静岡県人権教育の手引き」の全教職員への配布（H27年度）
- ・人権教育啓発のためのリーフレットの全教職員への配布（H25年度）
- ・「信頼にこたえる（研修用事例集）」（H24.6月配布）に、体罰に特化した研修用事例集を追加発行（H25年度）

(3) 研修会を活用した教職員への意識啓発

- ・人権教育推進者の研修会（H27.6.23、7.2、7.7）において、人権感覚を高めることの重要性について触れることで、体罰の根絶について意識啓発
- ・初任者研修、臨時講師を対象とした研修や経験別研修等、各研修場面における注意喚起や問題提起による教職員一人一人への繰り返しの指導と意識啓発
- ・授業中における体罰事例について、研修会等で具体的な情報を提供し、指導に生かしていく。
- ・体育主任や部活動指導者を対象とした研修会での、部活動中の体罰根絶に向けた取組の推進
- ・中学校・高等学校体育連盟の研修会等を利用した指導者への意識啓発

(4) 通知文の送付による周知・徹底及び取組の進捗管理

- ・「教職員の綱紀の厳正保持について（通知）」
- ・「教職員による不祥事根絶に向けた取組について（通知）」
- ・「教職員による体罰根絶の周知・徹底について（通知）」